
鹿島・藤津地区衛生施設組合
第1処理場大規模改修工事
募 集 要 項

令和7年2月

鹿島・藤津地区衛生施設組合

鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場大規模改修工事
募集要項
目 次

第1章 募集要項の位置付け.....	1
第2章 公示日.....	1
第3章 工事概要.....	1
第4章 事業者の募集及び選定の手続き.....	3
第5章 応募資格.....	6
第6章 募集要項.....	8
第7章 応募資格確認（資格審査）.....	9
第8章 技術提案書類.....	10
第9章 優先交渉権者の選定.....	15
第10章 本契約締結までの取扱い.....	16
第11章 その他留意事項.....	17
第12章 事務局.....	18

第1章 募集要項の位置付け

鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場大規模改修工事 募集要項（以下、「本募集要項」という。）は、鹿島・藤津地区衛生施設組合（以下、「本組合」という。）が鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場大規模改修工事（以下、「本工事」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するにあたって、本工事を実施する民間事業者の公募（以下「本公募」という。）への応募を希望する者に（以下、「応募希望者」という。）に配布するものである。本事業に係る公募型プロポーザル等については、関係法令に定めるもののほか、本募集要項による。

なお、以下の添付資料1～3に示す資料は、本募集要項と一体のものである（以下、「募集要項等」という。）

添付資料1：優先交渉権者選定基準

添付資料2：要求水準書

添付資料3：様式集

第2章 公示日

令和7年2月10日

第3章 工事概要

本工事の概要は次に示すとおりである。

1 工事名

鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場大規模改修工事

2 工事場所

佐賀県鹿島市大字中村 641 番地 1

3 工事の目的

鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1 処理場（以下、「本施設」という。）は稼働開始（平成11年3月竣工）から25年が経過しており、適宜補修等は施しているものの、施設の老朽化が顕著になってきていること、また搬入されるし尿、浄化槽汚泥の性状、搬入割合が変化し、適正な処理が憂慮されるようになってきている。

今後も安定的なし尿処理を行っていく必要があるため、本工事は、既存建物（水槽・設備等を含む）の補修を行うとともに、し尿等の搬入及びその処理を適正に行いながら効率的にプラント機器等の更新を行うものである。

4 工事範囲

工事の範囲は、次のとおりとする。

(1) 施設の実施設計

本施設大規模改修の実施設計

(2) 施設の施工

本施設の大規模改修工事

(3) 関連業務

許認可申請等の手続き支援、関連機関との協議等

5 工事期間

本契約締結日（令和7年8月下旬（予定））から令和10年3月31日まで

6 対象施設の概要

本工事の対象とする既存施設の概要は表1のとおり。

表1 既存施設の概要

項目	概要
施設名称	鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場
所在地	佐賀県鹿島市大字中村641番地1
施設規模	110kL/日（し尿：80 kL/日、浄化槽汚泥：30 kL/日）
処理方式	主処理：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿＋活性炭吸着 汚泥処理：脱水＋委託処理 臭気処理：高濃度：生物脱臭（曝気槽吹込み） 中濃度：薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度：活性炭吸着
竣工年月	平成11年3月

第4章 事業者の募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

1 契約締結までの流れ

プロポーザルの公示から契約締結に至るまでの流れは図1のとおりである。

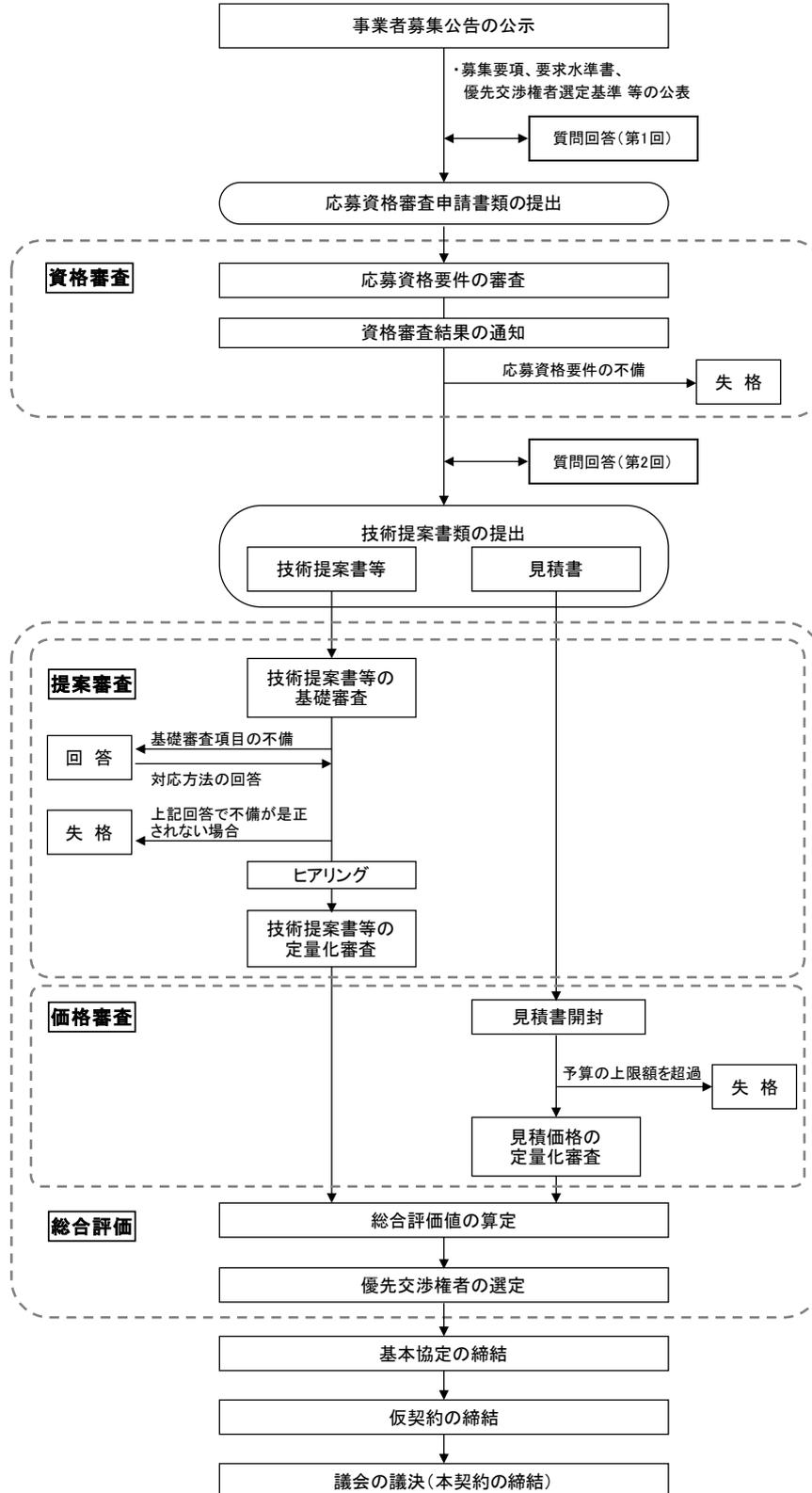


図1 契約締結までの流れ

2 契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、表2のとおりとする。

なお、スケジュールは、技術提案書提出状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表2 契約締結までのスケジュール

日 時			内 容
令和7年	2月	10日 (月)	事業者募集公告の公示 事業者募集公告資料の公表
令和7年	2月 ～ 2月	17日 (月) 18日 (火)	現地見学会
令和7年	2月 ～ 2月	10日 (月) 20日 (木)	質問受付（第1回）
令和7年	3月	7日 (金)	質問回答（第1回）
令和7年	3月 ～ 3月	10日 (月) 13日 (木)	応募資格審査申請書類の受付
令和7年	3月	28日 (金)	応募資格審査結果の通知
令和7年	4月	3日 (木)	応募資格審査結果に関する説明要求の受付
令和7年	4月	18日 (金)	応募資格審査結果に関する説明要求の回答
令和7年	3月 ～ 4月	28日 (金) 2日 (水)	質問受付（第2回）
令和7年	4月	11日 (金)	質問回答（第2回）
令和7年	5月	2日 (金)	技術提案書等の受付期限
令和7年	7月 上旬		技術提案書に関するヒアリング、審査 見積価格の確認 優先交渉権者の選定
令和7年	8月 上旬		仮契約締結（案）
令和7年	8月 下旬		本契約締結

3 審査委員会の設置

本組合は優先交渉権者の選定にあたり、別に定める「鹿島・藤津地区衛生施設組合大規模改修工

事に係る公募型プロポーザル方式審査委員会設置要綱」に従い、鹿島・藤津地区衛生施設組合大規模改修工事に係る公募型プロポーザル方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、その審査を厳正かつ公正に行う。

第5章 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たし、かつ、応募資格の確認審査を受けなければならない。

1 応募資格要件

本工事の公募型プロポーザルに応募する事業者の構成は、建設事業者及び、必要に応じて協力企業（本工事の一部を請負または受託することを予定している者）で構成されるものとする。なお、建設事業者、協力企業ともに応募資格申請時に企業名を表明しなければならない。

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 公示の日からプロポーザル実施日までの間のいずれの日においても、国、佐賀県及び本組合の構成市町にて指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- エ 下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
 - 1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
 - 3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- オ 本組合が本工事に係る基本設計及び事業者選定支援業務を委託している者及びかかる者と当該基本設計及び事業者選定支援業務において提携関係にある者、又これらの者と資本面若しくは人事面において関連のない者。なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本組合のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

・株式会社エイト日本技術開発

- カ 国内に本店を有すること。
- キ 本組合、鹿島市、嬉野市または太良町の最新の建設工事等入札参加有資格者名簿又は物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 建設事業者の要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 建設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を有していること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- エ 応募資格審査申請書類提出時において最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事における総合評定値が1,000点以上であること。
- オ 過去10年間（平成27年1月1日から令和6年12月31日まで）で、竣工または工事完了した、循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による70kL/日以上汚泥再生処理センターまたはし尿処理施設の設計・建設工事（生物学的脱窒素処理方式を採用し、放流先が河川、湖沼または海域である新設、更新または基幹的設備改良）の元請受注実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

- カ 本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。（「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））別添1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」第4-1-(2)に示される事項について証明できること。）
- キ 建設業法の規定による清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設または汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設、更新または基幹的設備改良）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- ク キ に掲げる者は、本工事の応募資格審査申請書類の提出日において、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の応募資格審査申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

2 応募資格の確認

- (1) 応募資格確認基準日は応募資格確認申請書類受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、応募資格確認基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 応募資格確認基準日の翌日から技術提案書類提出日までの間に応募者が応募資格を欠いた場合、当該応募者は本件公募に応募できない。
- (3) 技術提案書類提出日の翌日から優先交渉権者決定日までの間に応募者が応募資格を欠いた場合、本組合は当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。
- (4) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者または次点交渉権者が応募資格を欠いた場合、本組合は優先交渉権者または次点交渉権者を事業遂行者と決定しない場合がある。また、本組合が事業遂行者と決定したものの応募者が応募資格を欠いた場合、本組合は事業契約を締結しない場合がある。これらの場合において、本組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3 予算の上限額

- (1) 予算の上限額
3,410,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (2) 留意事項
 - ア 予算の上限額は、本工事の実施に対して本組合が事業者を支払う対価である。
 - イ 見積価格が予算の上限額を超える場合、本組合は応募者を失格とする。

第6章 募集要項

募集要項等は技術提案書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。なお、本組合が今後配布する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとし、募集要項等を補完・修正するものである場合には、募集要項等より優先するものとする。

1 募集要項の公示

募集要項は次のとおり公示する。

(1) 公示日

令和7年2月10日（月）

(2) 公示方法

鹿島市役所掲示板及び鹿島市ホームページで公示する。

2 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

3 施設の現場確認

本施設の現場確認を次のとおり受け付ける。

(1) 期間

令和7年2月17日（月）～令和7年2月18日（火）

(2) 時間

1時間30分程度とする。

(3) 申込方法

【様式第1号-1】及び【様式第1号-2】に記載し、事務局宛に電子メールにて送信すること。メール件名は「鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場大規模改修工事 現場確認 申込」とすること。申込は本組合からのメールでの回答をもって完了するものとする。また、令和7年2月13日（木）正午までに送信すること。

(4) その他

- ア 申込希望日が重なった場合、本組合の都合等で確認できない場合などは、調整を行うものとする。
- イ 現場確認の参加者は10名以下とする。

4 募集要項等に対する質疑回答

募集要項等の内容等に対する質疑を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

第1回：公示日から令和7年2月20日（木）17時まで

第2回：令和7年3月28日（金）から令和7年4月2日（水）17時まで

(2) 提出方法

質疑のある者は、【様式第1号-3】に、その内容を簡潔に記載し、受付期間に事務局宛に電子メールにて送信すること。メール件名は「鹿島・藤津地区衛生施設組合 第1処理場大規模改修工事 募集要項質疑提出」とすること。持込みまたは郵送による書類、口頭、電話またはメール本文等による質疑は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては必着とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。事務局は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

(3) 回答公表日

第1回：令和7年3月7日（金）（予定）

第2回：令和7年4月11日（金）（予定）

(4) 回答公表方法

鹿島市ホームページにおいて公表する。ただし、質問提出者名の公表はしない。

第7章 応募資格確認（資格審査）

応募者は、応募資格審査申請書類を事務局に提出し、応募資格の有無について、確認審査を受けるものとする。

1 応募資格審査申請書類の構成書類

応募資格審査申請書類の構成書類は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル応募申請書 …………… 【様式第 2 号】
- (2) 建設事業者及び協力企業一覧表 …………… 【様式第 3 号】
- (3) プロポーザル応募資格審査確認申請書 …………… 【様式第 4 号】
- (4) 委任状（建設事業者） …………… 【様式第 5 号】
- (5) 委任状（代理人） …………… 【様式第 6 号】
- (6) 建設工事を行う者の要件を証明する書類 …………… 【様式第 7 号】

2 応募資格審査申請書類の提出期間・提出方法

(1) 提出期間

令和 7 年 3 月 10 日（月）から令和 7 年 3 月 13 日（木）17 時まで

(2) 提出方法

提出期間中に事務局へ持参または郵送（書留または配達記録郵便）すること。受付の終了時刻に関しては受付場所において必着とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

(3) 提出部数

正 1 部、副 3 部及び電子データ（CD-R 等）3 部を提出すること。なお、印刷物は A4 縦ファイル（A3 は Z 折りで綴じ込むこと）（片面印刷）で提出すること。

3 応募資格審査結果の通知

資格審査の結果については、令和 7 年 3 月 28 日（金）（予定）に応募者に対し、応募資格審査結果通知書により通知する。

なお、応募資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

4 応募資格が認められなかった理由の説明要求及び回答

応募資格確認結果の通知により、応募資格がないと認められた応募希望者は、その理由について、本組合が通知した日の翌日から令和 7 年 4 月 3 日（木）（土日祝日は除く）に書面（書式は自由）により説明を求めることができる。

本組合は応募資格が認められなかった理由を、当該請求を行った応募者に対し、令和 7 年 4 月 18 日（金）に書面により通知する。

5 応募の辞退

応募者は、技術提案書類受付締切日までに随時応募を辞退することができる。本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届【様式第 8 号】を事務局に持参または郵送（配達記録または書留）により提出すること。なお、応募を辞退した場合に、今後、本組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

第8章 技術提案書類

1 技術提案書類の構成書類

技術提案書類は次のとおりとする。なお、様式内に別途指示がある場合を除き、提出書類に企業名を直接的に特定できる記述を行わないこと。

- (1) 技術提案書類提出届 …………… 【様式第 9 号】
- (2) 要求水準に関する誓約書 …………… 【様式第 10 号】
- (3) 要求水準に対する設計仕様書 …………… 【様式第 11 号】
- (4) 技術提案書…………… 【様式第 13 号】
- (5) 施設計画図書 (A4 ファイルとじ)

ア 施設概要説明書

- 1) 施設全体配置図
- 2) 全体動線計画
- 3) 施設の性能 (処理能力、公害防止基準等)
- 4) 各設備概要説明
- 5) 準拠する規格または法令等
- 6) プロセス説明 (各プロセス及び独自の設備)
- 7) プラントの運転条件 (運転時間一覧表含む)
- 8) 運転管理条件 (維持管理費、各種リスト)
電気、薬剤、活性炭、油脂類、その他消耗品のリスト及び年間使用量を含む。
- 9) 労働安全衛生対策
- 10) 公害防止対策
- 11) 主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表 (15 年分)
- 12) 運転管理人員及びその組織体制
- 13) アフターサービス
- 14) 使用特許リスト
- 15) 使用機器メーカーリスト (主要機器)
- 16) 工事工程表 (設計工程、許認可関係も明記)
- 17) 仮設処理の概要

イ 設計基本数値 (脱臭計算書含む)

水槽類、機器類等に関わる設計計算書を作成すること。なお、別途に結果をまとめた「設計基本数値一覧表」も提出すること。

要項は以下のとおり。

「水槽類：根拠、所要容量、設定有効容量、余裕率」

「機器類：根拠、所要能力、設定実能力、余裕率」

ウ 設計仕様書

要求水準書に基づき設計仕様書 (各種リストを含む) を作成すること。特に機器仕様については、①形式、②設計条件、③有効容量または能力、④数量、⑤材質、⑥操作条件、⑦構造等、⑧付属装置などを明記すること。

エ 図面 (A3 横)

- 1) 全体配置図：〔1/800〕
 - ・ 処理棟、管理棟、渡り廊下、構内道路等を明示。
 - ・ 工事範囲敷地境界線、方位、計画地盤高、敷地高低差を明示。
 - ・ 駐車場、門・囲障を明示。
 - ・ 取水 (上水接続位置) 及び放流位置 (埋設配管ルートも示すこと)、管理用道路等を明示。
 - ・ 車両動線を明示。

- ・既設利用・更新等がわかるように図示すること。
- 2) 動線計画図（屋外）：〔1/800〕
 - ・一般車、バキューム車、トラック（沈砂、し渣及び脱水汚泥等搬出用）、薬品等ローリー車の進入・退出ルートを表示のこと。
- 3) 動線計画図（屋内（作業者））：〔1/100〕
 - ・起点～終点を表示のこと。
 - ・履き替え点を表示のこと。
- 4) フローシート（全体）：（NON）
 - ・実線、破線等により系列別にライン表示すること。
 - ・処理工程別水質を併記すること。
 - ・バイパスラインも図示すること。
 - ・各処理設備（給排水含む）の内容がわかるように図示すること。
 - ・既設利用・更新等がわかるように図示すること。
- 5) フローシート（処理工程別）：（NON）
 - ・数量（槽数、基数、台数）毎に図示すること。
 - ・コンベヤも図示すること。
 - ・弁類・計装品（流量計、液面計、水質計等）も図示すること。
 - ・臭気捕集（濃度別）ラインも図示すること。
 - ・既設利用・補修・更新等がわかるように図示すること。
- 6) 水位高低図：（縦 1/100）
 - ・ポンプ関連の水槽には LWL も表示すること。
 - ・槽底に勾配、ピット（ポンプ関連の水槽では H300mm 以上とすること）を設ける場合は各々のレベル（勾配・ピットの上端、下端または底部）を表示すること。
 - ・沈砂槽に係るレベルも表示すること。
- 7) 機械設備（機器、盤類）の各階配置平面図：〔1/100〕
 - ・フローシート表示の機器類をすべて表示すること。
 - ・マンホール、マシンハッチ、盤類、ホイストレールも図示すること。
 - ・コンベヤ類も図示すること。
 - ・水槽関連ポンプ類はサクシオン配管をライン表示すること。
 - ・点検歩廊（レベル含む）、階段を図示すること。
 - ・既設利用・補修・更新等がわかるように図示すること。
- 8) 仮設処理計画図
 - ・処理を行いながら本工事をするための処理フローを記載すること。
 - ・仮装置、機器等を設置する場合は、それら機器及び装置に必要な範囲を記載すること。
 - ・機器または装置等を配置する場合は、それらの配置を記載すること。
 - ・収集車両、汚泥搬出の車両動線を明記すること。

オ 設計書等

- 1) 設計計算書（水槽類、機器类等）
- 2) 維持管理費（薬品、電力、活性炭、水その他のもの）（日当たり及び kL 当たり）及び算出根拠

カ 工事関係

- 1) 全体工事工程【A3 横】
 - 2) 添付資料
- (6) 提案図書概要版……………【様式第 14 号】
- (7) 見積書……………【様式第 12 号（別紙 1、参考資料 1 を含む）】

2 技術提案書類の提出期限・提出方法

(1) 提出期限

令和7年5月2日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

事務局へ持参または郵送とする。なお、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

(3) 提出部数

ア 第8章 1 (1)～(7)は、正1部（押印すること）、副11部及び電子データ（CD-R等）5部を提出すること。印刷物はA4縦ファイル（A3はZ折りで綴じ込むこと）（片面印刷）で提出すること。なお、副11部及び電子データに格納するデータには応募者名の記載はせず、書類内においても応募者名が特定されるような記述をしないこと。

イ 第8章 1 (8)は第8章 5 (1)に記載のとおり封入し1部提出すること。

3 技術提案書類の作成

技術提案書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

(1) 技術提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各12部（正本1部、副本11部）提出すること。文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、組合から送付された応募資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。

(2) 施設計画図書は、「募集要項 第8章 1 技術提案書類の構成書類」に記載した順番（ただし、(7)見積書は除く）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各12部（正本1部、副本11部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入すること。

(3) 提案図書概要版は、様式集の順番で1冊にまとめ、A4版・縦・横書き・左綴じとして、各12部（正本1部、副本11部）提出すること。また、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第14号（提案図書概要版の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。

(4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(5) ロゴマークの使用を含めて、建設事業者かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、技術提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。

(6) 関心表明書を提出すること。

(7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(8) 本組合に提出する技術提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。なお、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版とし、バージョンは2000以後とする。）も提出すること。

4 留意事項

技術提案書類の作成にあたっては、以下の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本工事の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本組合は応分の責任を分担する。

5 技術提案書に関するヒアリング

審査委員会は、応募者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

(1) 開催日時

令和7年7月上旬（予定）

(2) 実施方法等

応募者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各応募者の建設事業者に対し、書面にて事前に別途通知する。

6 見積価格の確認

見積価格の確認は、応募者又はその代理人の立会いのうえ、次のとおり行う。立会いを行う者は、各応募者で1名とする。また、代理人が見積価格の確認に立会う場合、「委任状（見積価格確認の立会い）」（様式第15号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各応募者の建設事業者に組合より通知する。

(1) 日時

令和7年7月上旬（予定）

(2) 見積価格の確認は、応募者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、応募者又はその代理人が立ち会わない場合においては、公募型プロポーザル事務に関係のない組合職員を立ち合わせて行う。また、見積価格の確認には、選定委員会委員（正副委員長等）が立ち会う。

(3) 応募者又はその代理人は、開始時刻後に会場へ入場することができない。

(4) 応募者又はその代理人が、会場に入場しようとするときは、公募型プロポーザル関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（見積価格確認の立会い）（様式第16号）をもって、身分証明書に替えることとする。

(5) 応募者又はその代理人は、公募型プロポーザル関係職員が特にやむ得ない事情があると認められた場合を除き、会場を退場することができない。

(6) 会場において、次の各号の一つに該当するものは当該会場から退去させる。

(7) 公正な執行を妨げようとした者

(8) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

(9) 見積価格の確認においては、見積価格が予算の上限額の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の見積書を提出した者がいないときは、見積価格の確認の執行を取りやめる。

7 見積書の記載金額について

見積書の記載金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く額を見積書に記載すること。

(1) 見積書（様式第12号）及び見積価格参考資料（様式第12号（別紙1））は、次の方法により封入すること（別紙1参照）。

ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

イ 見積書（様式第12号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、事業場所名、グループ名（建設事業者名を入れた任意のグループ名とし、応募者が設定する。以下同じ。）及び建設事業者の商号又は名称等を記載すること。

ウ 外封筒には、見積書を封入した中封筒及び見積価格参考資料（様式第12号別紙1、参考資料

- 1) を入れ、封筒の表面に、技術提案書類提出期限、工事名、工事場所名、グループ名、建設事業者の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）を記載すること。
- (2) 見積価格は、本工事に係る対価（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙2 本工事において組合が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- (3) 見積価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (4) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

8 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め募集要項等に関する質問において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、基礎審査において失格とすることがある。

9 技術提案書類の修正等の禁止

技術提案書類の提出後の修正、差換え、再提出または撤回は、以下の場合を除き認めない。

- ・審査の過程において本組合が技術提案書類の明瞭化作業を行う場合。

10 応募に当たっての留意事項

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルを執行できないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該応募者をプロポーザルに応募させずまたはプロポーザルの執行を延期もしくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。また、その他、本組合が必要と認めるときは、プロポーザルを延期し、中止し、または取り消すことがある。

また、応募者が2者に満たない場合においても、技術提案書類の審査は実施する。

11 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①応募者に必要な資格のない者がした応募及び応募に関する条件に違反した応募
- ②見積書に記名、押印のない応募
- ③同一事項に対し2通以上の見積書を提出した応募
- ④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった応募
- ⑤公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる応募
- ⑥各提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募
- ⑦その他応募に関する条件に違反してした応募

第9章 優先交渉権者の選定

本組合は、優先交渉権者選定基準に基づき、審査委員会の審査評価を経て、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、応募者が1社であった場合も、優先交渉権者選定基準に従い、審査を行う。

1 基礎審査

本組合は、技術提案書等に記載された内容が、優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

2 技術提案書等の定量化審査

審査委員会は、技術提案書等に記載された内容について、優先交渉権者選定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

審査委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリング令和7年7月上旬を予定しており、開催要領の詳細は別途提示する。

3 見積価格の定量化審査

技術提案書等の定量化審査の終了後に価格審査を行う。

なお、価格審査に先立ち、見積書の開封を最終審査対象者の立会いで行う。開封日時、立会いの方法等については、書面により通知する。

見積書に記載された見積価格が、予算の上限額の範囲内であることの確認を行い、見積価格を点数化し、価格評価点を決定する。

4 総合評価値の算定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い最終審査対象者を優先交渉権者として選定する。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。

5 優先交渉権者の決定および公表

本組合は、優先交渉権者として決定し、速やかに公表するとともに、その結果を優先交渉権者および各応募者に通知する。また、プロポーザルの結果に関する事項を、併せて公表するものとする。

第10章 本契約締結までの取扱い

1 契約に関する協議

本組合と優先交渉権者は、本組合と優先交渉権者間で協議を行い、契約書を作成するものとする。契約の締結に際しては、「鹿島市建設工事請負契約書」に示した契約内容について、軽微な事項を除き、原則として変更できないことに留意すること。なお、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

2 契約の締結

本組合は、優先交渉権者と契約内容に関する協議が成立した場合、優先交渉権者を事業遂行者として決定し、当該事業遂行者を事業者として建設工事請負契約の仮契約を締結する。

なお、仮契約は、組合議会の議決を得ることにより本契約となる。

3 契約を締結しない場合

(1) 応募資格の欠如

第5章 2 (4)に記載のとおり。

(2) 不公正な応募

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者が次のいずれかに該当する場合、本組合は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せずまたは本契約として成立させないことができるものとする。

ア 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下、「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項または独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、優先交渉権者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項または独占禁止法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。

ウ 優先交渉権者が独占禁止法第49条第6項または第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、独占禁止法第66条の規定により当該請求に対する審決（同条第3項の規定による原処分を全部を取り消す審決を除く。）がされたとき（独占禁止法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。

エ 優先交渉権者が、公正取引委員会が受注者に違反があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却または訴えの却下の判決が確定したとき。

オ 優先交渉権者（法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）について刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6または第198条の規定による刑が確定したとき。

(3) 反社会的勢力の排除

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者の構成企業（建設事業者（及び協力企業）をいう。）のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、本組合は、優先交渉権者に書面で通知することにより、事業契約に関し仮契約を締結せずまたは本契約として成立させないことができるものとする。

ア 役員等（優先交渉権者が個人である場合はその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以

下、本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、本項において同じ。)及び暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、本項において同じ。)または暴力団員と密接な関係を有するもの(以下、本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営または運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力または暴力団関係者を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 留意事項

契約内容に関する協議が成立しない場合、上記(1)から(3)により事業契約に関し仮契約を締結せずまたは本契約として成立させない場合、本組合は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本組合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。

第11章 その他留意事項

1 費用負担

プロポーザルに応募する費用はすべて応募者の負担とする。

2 業務の委託

事業者は、本工事の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本工事の一部について、第三者に委託し、または請け負わせることについて、本組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 提案内容の担保

優先交渉権者となったものが、契約後、その者の責により、提出された技術提案書類の提案内容が満足できない場合は、以下の措置を講じる。

- (1) 提案内容と実施設計及び施工等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができる。
- (2) 要求水準書に規定する性能試験の際、提案内容と差異があるときは、設備の改善を命じる。
- (3) 補修費などの将来にわたる提案についても、誠意をもって本組合との協議に応じること。

4 提出資料の秘密の保持

技術提案書類の応募者から提出された資料については、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるため、応募者に無断で公開しないものとする。

5 提案内容の使用

技術提案書類の提案内容については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく、本組合が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的使用を有する提案についてはこの限りでない。

6 著作権等

提出された技術提案書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本工事において公表が必要と認めるときは、本組合は、提案書の全部または一部を無償で 사용할ことができる。

7 募集要項等の使用の制限

本組合から提示された募集要項及びその他の資料は、本応募への応募の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

8 使用言語等

本工事に関するすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は日本国通貨、単位は国際単位系とする。募集要項に関して用いる日時は、日本標準時とする。

9 募集要項に規定のない事項について

募集要項に規定のない事項については、準用する条例、準用する規則、準用する規程等に定めるところによるものとする。

第12章 事務局

本応募において、本工事の事務を担当する部局（以下、「事務局」という。）は以下のとおりとする。

鹿島・藤津地区衛生施設組合 担当：松本
住所：〒849-1304 佐賀県鹿島市中村 641 番地 1
TEL：0954-62-2654（直通）
FAX：0954-63-9145
E-mail：eisei@po.asunet.ne.jp

別紙1 見積書等の提出用封筒作成要領

1. 見積書等の提出用封筒

中封筒 : 表

見積書

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ
建設事業者
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

外封筒 : 表

技術提案書類提出期限 令和 年 月 日

見積書等

事業名 ○○○○○○

事業場所 ○○○○○○

○○○○グループ
建設事業者
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社
担当者名 △△ △△
担当者連絡先(TEL FAX)

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「見積書」「見積書等」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、見積書（様式第 12 号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、見積書を封入した中封筒及び見積価格参考資料（様式第 12 号別紙 1）を入れて封かんすること。

別紙2 本工事において組合が事業者を支払う対価について

対価の構成

本工事において本組合が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

1 対価の算定方法

区分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	■設計・建設業務に係る対価

2 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

(2) 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、優先交渉権者の提案内容を踏まえて本組合にて作成し、契約書作成時に通知する。

3 物価変動等による改定

建設工事請負契約書による。ただし、本組合は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、鹿島市建設工事請負契約約款第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本組合は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。